

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 6 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

農場における死亡した家畜及び家きんの適正な処理について

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

標記について、別紙のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長及び畜産局畜産振興課長から各都道府県畜産主務部長あて事務連絡がなされましたので、送付いたします。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項第 1 号に基づき、畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められており、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、同法の定めに従って適正に行わなければならないため、貴部（局）におかれましても、畜産主務部における患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品の処理体制の構築に万全を期すよう御協力宜しくお願いいたします。

なお、別紙事務連絡の内容については、当課との協議を踏まえたものであることを申し添えます。

3 消安第 5 1 4 9 号
3 畜産第 1 3 7 9 号
令和 4 年 1 月 4 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
畜産局畜産振興課長

農場における死亡した家畜及び家きんの適正な処理について

平素より畜産行政の推進に御尽力いただき、御礼申し上げます。

豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う疫学調査において、農場敷地内で家畜及び家きんの死体を堆肥化していた事例が複数確認されています。

家畜及び家きんの死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域外から区域内へ侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。疾病のまん延防止の観点から、このような処理が行われることのないよう、畜産関係者に対し、適切な指導をよろしくお願い申し上げます。

なお、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号。以下「化製場法」という。）では、第 2 条第 1 項及び第 8 条に基づき、獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料等の製造は、化製場以外の施設で行ってはならないとされているほか、同法第 2 条第 2 項に基づき、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で死亡獣畜を解体、埋却又は焼却してはならないとされています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に基づき、畜産農業に係る動物の死体は産業廃棄物と定められており、事業者が産業廃棄物の処分等を行う場合は、同法の定めに従って適正に行わなければならないとされています。必要な許可を取得していない施設で家畜及び家きんの死体を堆肥化することは、化製場法や廃棄物処理法違反が疑われる行為でもあります。このような事例が生じることのないよう、関係部局へ情報提供する等、協力を行いつつ、法令遵守について周知徹底するようお願い申し上げます。